

不屈



発行責任者 / 小林 政 仁
発 行 日 / 2022年10月1日

●会計 ●相続 ●経営コンサルティング
KOBAYASHI GORDDH
小林合同会計
代表社員 小林 政 氏 税理士 山 野 基 尚
代表社員 小林 政 仁 税理士 須 賀 保 雄
税理士法人 小林合同会計
〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602
URL: <https://www.ke-tax.in>

社報タイトル「不屈」は社内で
掲げる2022年の標語です。

No. 196

11月の税務

- 11月10日
 1. 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 11月15日
 2. 所得税の予定納税額の減額申請
- 11月30日
 3. 所得税の予定納税額の納付（第2期分）
 4. 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
 5. 9月決算法人の確定申告
〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
 6. 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
〈消費税及び地方消費税〉
 7. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
〈消費税及び地方消費税〉
 8. 3月決算法人の中間申告
〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
 9. 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税及び地方消費税〉
 10. 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（7月決算法人は2か月分）〈消費税及び地方消費税〉
- 11月中において市町村の条例で定める日
 11. 個人事業税の納付（第2期分）

※デスクマット等に挟んでご利用ください。



～書類等の保存期間～

お客様から定期的にご質問がありますので、会社法、商法、税法上の取り扱いをまとめてみました。

- ① 商法（法人・個人事業主等）及び会社法（法人等）
10 年間
- ② 法人税法（法人）
7 年間
ただし、欠損金額（赤字）が発生した事業年度については 10 年間
- ③ 所得税法（個人事業主）
 - ・ 現金出納帳や売掛買掛帳などの帳簿は 7 年間
 - ・ 棚卸表や領収証、預金通帳などの書類も 7 年間
 - ・ 請求書、納品書、見積書などの書類は 5 年間
- ④ 消費税法
7 年間
- ⑤ 源泉所得税関係（給与関係）
7 年間

以上の通り、法律や税目により差異はありますが、最長の保存期間は 10 年となりますので、基本的には 10 年間書類を保存していただく必要があります。

電子帳簿保存法がスタートしても保存期間は同様の取り扱いとなります。

なお、税務調査の際はまず直近の 3 年分を確認されますので、直近 3 年分の資料は取り出しやすい場所での保存をおすすめいたします。



インターンシップセミナー

過日、「24 卒学生」向けのインターンシップセミナーを行いました。

